伊丹市社会福祉協議会　第8次地域福祉推進計画 概要版
発　行　日：令和7年（2025年）4月
編集・発行：社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
（住所）〒664-0014
伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ内
（電話）072-779-8512（法人代表）
（FAX）072-777-0722
（URL）http://www.itami-shakyo.or.jp

みんなで創る、自分らしく暮らせる共生のまち

第8次地域福祉推進計画 概要版

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

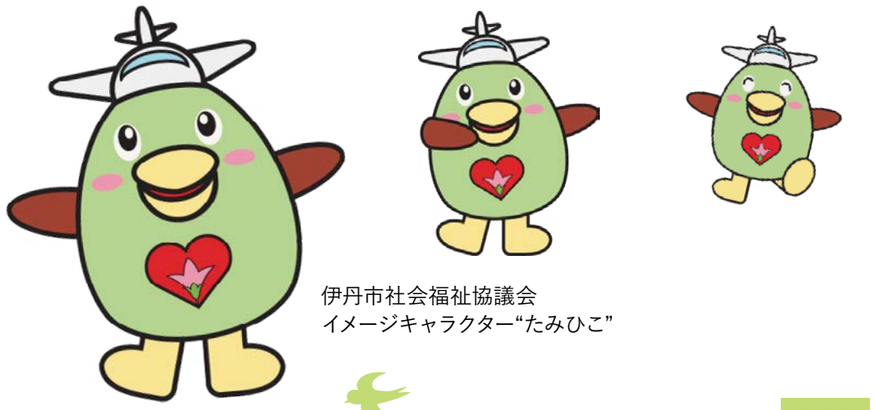

伊丹市社会福祉協議会
イメージキャラクター“たみひこ”

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会

計画理念

みんなで創る、自分らしく暮らせる共生のまち

急速に進行する少子高齢化や社会の多様化、地域のつながりの希薄化に伴い、単身世帯の増加や生きづらさ・困りごとの複雑化が進んでいます。
こうした状況の中、このたび「伊丹市社会福祉協議会 第８次地域福祉推進計画（令和7年度～11年度）」を策定しました。
本計画は、伊丹市が策定した「地域福祉計画（第３次追補版）」と連携・協働し、住民・行政・関係機関・団体など、多様な活動主体の皆さまとともに推進する協働計画です。
地域福祉の推進に向けた活動方針や、社会福祉協議会の組織体制強化の方向性を示しています。
本計画では、めざす姿を「計画理念」として掲げ、その達成に向けた4つの推進目標を定めました。

推進目標１

多様な活動主体と連携・協働した地域福祉の基盤づくり

- つどい場を中心とした、見守り・支えあいの推進
- 地域自治組織等と協働した地域福祉の基盤づくり
- 地域福祉活動と多様な活動主体が連携・協働するための場づくり
- 地域で育みあう福祉学習

推進目標２

誰もが認めあい、共に活動できる共生のまちづくりと社会参加

- 一人ひとりの「強み」を活かせる協働による社会参加の機会づくり
- 誰もが参加しやすく、共に活動できる多様な機会の創出
- 災害時や緊急時に備えた支援体制づくり

推進目標３

多様な主体が連携・協働できる総合相談支援体制の推進

- 重層的支援体制整備事業を活かした総合相談支援体制の強化
- 地域を基盤とした権利擁護支援体制の充実
- 社会的孤立をさせないための仕組みづくり

推進目標４

地域福祉推進のための体制整備（社会福祉協議会の組織基盤強化）

- 地域福祉推進計画の推進のための仕組みづくり
- 地域福祉を推進するための人材育成
- 地域福祉を推進するための組織マネジメント

社会福祉協議会の地域づくりは福祉のまちづくり。
地域づくりにおいて福祉性をどのように浸透させていけるかが、社会福祉協議会にとって大きな課題。

「みんなでつくる」のが地域福祉。どこかだけが頑張ってもできることは限られる。

社会参加には多層性がある。多様なニーズに応じて選択することができる多様な居場所づくりができれば。

障がいのある無しに関わらず、誰もが参加できる居場所づくりが必要。「誰もが」の視点が大事。

地域住民に加えて、民間事業所、専門職との連携。協働して取り組みながら、少しでも孤立防止へアプローチしていくことが必要。

計画はできた時点で古くなる。
随時、計画を見直していくことが重要になってくる。

社会福祉協議会がどのような活動に取り組んでいるのか情報発信していくことは非常に大事。
加えて、地域福祉活動について周知、情報発信行い、地域の活動をサポートしていくことは非常に大切。

本人を中心にさまざまな形で問題解決などを図っていくことが基本。誰もが意思表示ができるというのが福祉の視点。
権利擁護を中核とした本人中心のチーム支援づくりが必要。

推進目標1

多様な活動主体と連携・協働した地域福祉の基盤づくり

地域の特性を大切にしながら地域福祉の基盤づくりを推進するとともに、多様な活動主体が出会い、つながり、連携・協働していくために必要な取り組みを進めます。

▶活動項目（進めていくこと）

つどい場を中心とした、見守り・支えあいの推進

地域で気になる人の情報共有等を行う「ご近所会」の推進に加え、活動者同士が情報交換・交流する機会をつくり、見守り・支えあいの意識の醸成や活性化を図ります。

～具体的取り組み～

- 「（仮称）つどい場情報交換会」の開催

地域自治組織等と協働した地域福祉の基盤づくり

地域自治組織等の中で、地域の福祉の在り方を協議できる体制づくりが推進されるような支援等を通して、地域福祉推進の基盤となる活動が活性化していくことをめざします。

～具体的取り組み～

- 「地域福祉ネット会議」の運営の在り方の検討
- 「地区ボランティア（助けあい）センター」の在り方の検討

地域福祉活動と多様な活動主体が連携・協働するための場づくり

地縁型組織の活動者が減少している中、より多くの地域活動と多様な活動主体が知りあうための場づくりと連携・協働した活動の支援を進めます。

～具体的取り組み～

- 「市民ごちゃまぜ交流会」の企画・実施
- 多様なつどい場づくりの推進
- 「いたみスペースバンク」の推進
- 子どもの居場所づくり活動の推進

地域で育みあう福祉学習

子どもから大人まで幅広い層の人たちが、「福祉」や「自分の住むまち」について関心がもてるようなプログラムや学び・交流の場づくりを進めます。

～具体的取り組み～

- 地域や障がいのある人等と連携した福祉学習プログラムの組み立て
- 「（仮称）つながりラボ」の企画・実施

【実践事例】多様な活動主体が連携して取り組む「ありおかまちカフェ」

高齢者をはじめ誰でも自由に参加し交流できるつどい場として、地域内のお寺で「ありおかまちカフェ」は開催されています。

有岡小学校区の民生委員・児童委員を中心にカフェ形式の地域交流の場として立ち上げましたが、障害者就労支援事業所からの「人と関わる機会を持ちたい」という相談をきっかけに、就労をめざす障がいのある人たちもカフェの運営に参加するようになりました。カフェの注文を受けたり、飲み物や食べ物を運ぶなどの役割を担うスタッフとして活躍しています。他にも、障がいのあるAさんが得意の手作りクッキーを提供するなど、障がいのある人と地域住民の交流や役割創出の場につながっています。

推進目標2

誰もが認めあい、共に活動できる共生のまちづくりと社会参加

高齢者や子ども、障がいの有無、性別、異なる文化背景等に関わらず、お互いを認めあい、「伊丹に暮らす地域の一員」として、誰もが参加し、つながり、幸せや安心を感じる「共生のまちづくり」を進めます。

また、地域で生きづらさを抱える人が「自分らしく共に生きる力」を育むことをめざします。

▶活動項目（進めていくこと）

一人ひとりの「強み」を活かせる協働による社会参加の機会づくり

地域で生きづらさを抱える人がさまざまな人とのつながりを通じて、自分の強みを活かせる社会参加の機会を、みんなの力で創出します。

～具体的取り組み～

- 生きづらさを抱えた人が社会との関わりを持てる社会参加の機会づくり
- 当事者組織（セルフヘルプグループ）への支援

誰もが参加しやすく、共に活動できる多様な機会の創出

多様な活動主体と連携し、誰もが一緒に楽しく活動しながら相互理解を深め、地域住民の一人として「心のバリアフリー」につながる活動の場づくりに努めます。

～具体的取り組み～

- 皆が共に活動できる取り組みを生み出すプラットフォームづくり
- 多様なテーマで共に理解し活動できる共生の居場所づくり
- 誰もが気軽に集える場となるアイ愛センター運営

災害時や緊急時に備えた支援体制づくり

要支援者を含む地域住民が、互いに被災時のニーズ等を共有し、有事に備えられるよう支援します。また福祉避難所や緊急一時対応を強化します。

～具体的取り組み～

- 地域や各機関と連携した災害ボランティアセンター運営
- 多様な主体と協働した福祉避難所体験訓練の実施
- 行政や関係機関と連携した緊急一時対応機能の充実

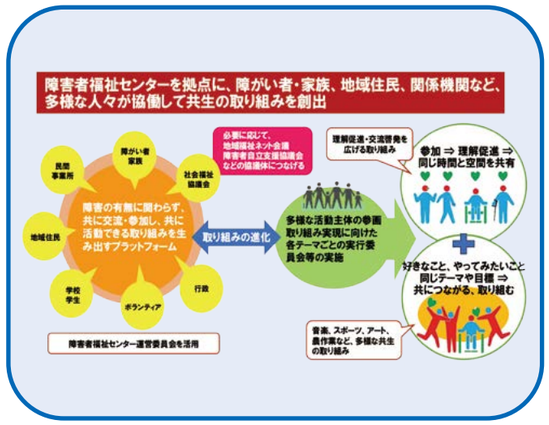

【実践事例】～誰もが共に参加できるカルチャー教室の実施～

障害者福祉センターで実施しているアイ愛カルチャーに、障害の有無や年齢等を問わず、皆が参加し、交流できるプログラムを盛り込みます。

また、障がい者、地域住民、ボランティアグループ、市内の学校等が一緒に楽しめる機会として、フィンランド発祥のニュースポーツであるモルック大会の開催等を計画しています。

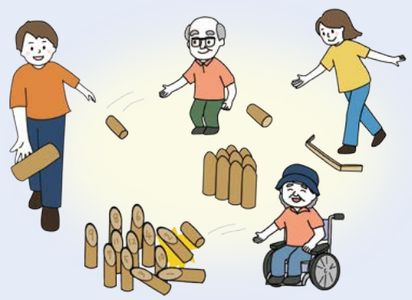

推進目標３

多様な活動主体が連携・協働できる総合相談支援体制の推進

高齢者、障がいのある人等の対象者別ではなく、生活のしづらさを抱えた、市民一人ひとりの多様な生活課題に対し、権利擁護支援を根幹とした、「総合相談支援体制」を整備します。民間性を活かした多機関協働ネットワークを構築し、社会資源の創出等を行い、「入口から出口まで」を支援できる総合相談支援体制をより強化します。

▶活動項目（進めていくこと）

重層的支援体制整備事業を活かした総合相談支援体制の強化

「制度の狭間」の相談等を受け止めるための入口を強化するため、地域福祉推進室に「エリア担当制」を導入し、連携した相談支援を行います。出口づくりとして、「重層的支援体制整備事業」や個別支援と地域支援の両面からアプローチする「課題調整会議」を活用し、課題共有と多機関と協働した支援を行います。

～具体的取り組み～

- ●入口から出口につながる総合相談支援体制の構築
- ●民間性の視点を活かした重層的支援体制の構築

地域を基盤とした権利擁護支援体制の充実

高齢者や障がいのある人に対して、本人を中心とした意思決定支援体制を充実させるための権利擁護支援チームづくりをコーディネートします。また、本人・成年後見人・家族・福祉職・地域住民に対して、意思決定支援の理解の促進を進め、権利擁護支援を進める地域での基盤づくりを促進します。

～具体的取り組み～

- ●「意思決定支援」を実践するためのチームづくり
- ●意思決定支援の理解促進
- ●権利擁護に関する社会資源との連携

社会的孤立をさせないための仕組みづくり

コロナ禍にて新型コロナウイルス特例貸付でつながった世帯と寄り添いながら、継続した生活支援と社会参加への支援を進めます。さらに、貸付世帯以外にも対象を拡大させるように働きかけていきます。

～具体的取り組み～

- ●孤立世帯に対する生活支援・社会参加の仕組みづくり
- ●社会福祉法人との連携

コロナ禍での生活困窮者の声

アンケート調査より一部抜粋

コロナ禍が明けた現在でも生活が安定されていない方も多く、借受人を対象とした調査からも「相談する先がない」と回答される孤立した世帯も回答者の3割を超えていました。

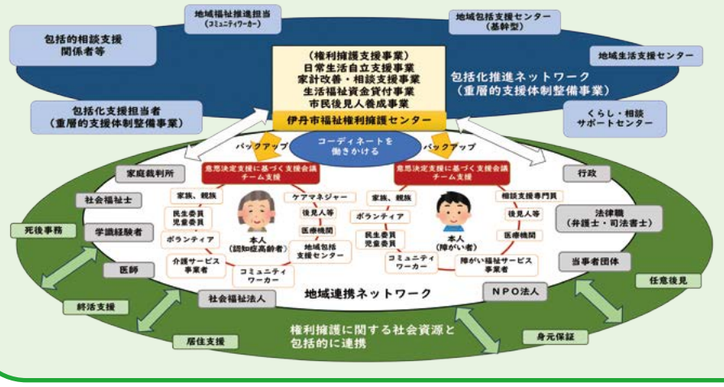

本人の意思決定支援を支えるチーム支援を形成し、権利擁護に関する社会資源と包括的に連携することで、対象者の判断能力の低下等に伴う多様な地域生活課題への支援をサポートしていきます。

推進目標４

地域福祉推進のための体制整備（社会福祉協議会の組織基盤強化）

みんなで創る、自分らしく暮らせる共生のまち」の実現に向けて、地域に根ざした活動を展開し、地域福祉の一層の推進を図るため、社会福祉協議会の組織基盤の強化に努めます。

▶活動項目（進めていくこと）

計画推進のための仕組みづくり

本計画を推進していくためには、さまざまな立場の人々による意見が大切になります。社会福祉協議会の役職員によるに進捗管理に加え、関係機関や多様な団体に参画いただき、見直し行いながら、計画を進めていきます。

～具体的取り組み～

- ●地域福祉推進計画推進委員会の実施
- ●役職員による進捗確認の仕組みづくり

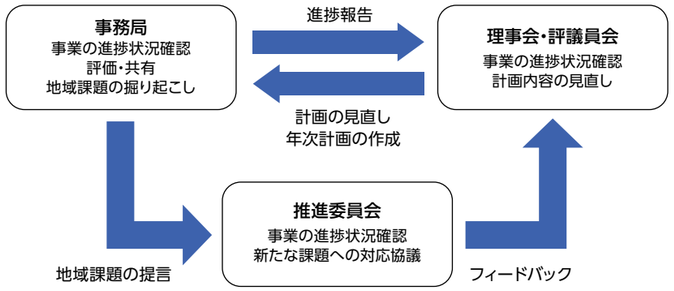

地域福祉を推進するための人材育成

地域福祉の開発と実践を進めるためには職員の資質の向上が必要です。そのため、職員の専門性と実践力を高め、地域福祉の向上に貢献できる体制を整えていきます。

～具体的取り組み～

- ●社協職員の専門性強化のための専門研修
- ●ＯＪＴをとおした職員育成・実践発表の実施

地域福祉を推進するための組織マネジメント

地域住民や多様な主体とともに地域福祉を推進するため、「地域福祉事業への理解と財源確保」と、そのための「広報・情報発信の強化」を進めます。

～具体的取り組み～

- ●地域福祉財源の検討
- ●社協のことを知ってもらえるための広報ツール作成

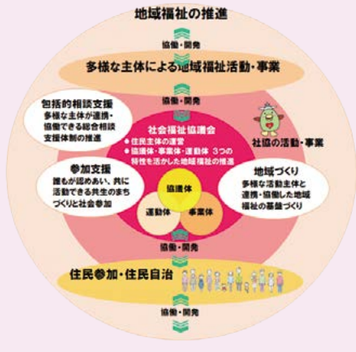

地域福祉を推進するための中間支援機能の発揮

社会福祉協議会における地域福祉の「中間支援機能」とは、多様な活動主体が協議する場（プラットフォーム）を通じて、連携・協働を促進する「協議体」、地域課題の解決に向けた先駆的な取り組みを開発する「事業体」、そして、主体的な活動を支えるための組織化支援などによる社会的価値の普及、福祉活動に関する幅広い働きかけをおこなう「運動体」として、地域全体で福祉活動を推進していく機能をさします。

これらの社会福祉協議会の持つ「協議体」・「事業体」・「運動体」という地域福祉の「中間支援機能」を活かし、多様な主体との協働のもと、民間の自由な発想で地域福祉の活性化をめざします。